第７　屋内タンク貯蔵所（危政令第１２条）

１　技術基準の適用

屋内タンク貯蔵所は、貯蔵する危険物の種類、貯蔵形態等に応じ、技術上の基準の適用が法令上、次のように区分される。

第７－１表　各種の屋内タンク貯蔵所に適用される基準

区　　分		危政令	危省令
平屋建の建築物に設置するもの		12Ⅰ	
	アルキルアルミニウム等	12Ⅰ＋Ⅲ	22の７・22の８
	アセトアルデヒド等	12Ⅰ＋Ⅲ	22の７・22の９
	ヒドロキシルアミン等	12１＋Ⅲ	22の７・22の10
平屋建以外の建築物に設置するもの		12Ⅱ	

注　算用数字は条、ローマ数字は項を表している。

２　貯蔵量

屋内タンク貯蔵所の貯蔵最大数量とは、一のタンク専用室内にある容量の合計をいうものであること。したがって、指定数量未満の危険物を貯蔵するタンクが２以上ある場合であっても、その量の合計が指定数量以上である場合は、屋内タンク貯蔵所に該当するものであること。

３　位置、構造及び設備の基準

(1)　標識、掲示板

標識、掲示板の掲出位置、材質及び表示方法は、第３「製造所」の例によること。

(2)　通気管

アルコール類を貯蔵するタンクの通気管にあっては、大気弁付通気管を設置してもよいものであること（昭37.10.19 自消丙予発第108号質疑）。

また、引火防止措置は、第３「製造所」５(19)オ(ｶ)の例によること。

(3)　自動表示装置等

ア　危政令第12条第１項に規定する屋内タンク貯蔵所であって、第９号に規定する注入口付近においてタンク内の危険物の量を自動的に覚知することができないものにあっては、注入口付近にタンク内の危険物の量を容易に覚知することができる装置を設けるよう指導する。

イ　危政令第12条第２項第２号に規定する「注入口付近に設ける危険物の量を容易に覚知することができる場合」には自動的に危険物の量が表示される計量装置、注入される危険物の量が一定量に達した場合に警報を発する装置、注入される危険物の量を連絡することができる伝声装置等が該当する（昭46．７．27 消防予第106号通知）。

(4)　ポンプ設備

屋内タンク貯蔵所のポンプ設備は、危政令第12条第１項第９号の２及び第２項第２号の２の規定等（第７－２表参照）によるほか、次により指導する。

ア　ポンプ設備の周囲には、点検・修理等のための適当な空間を保有すること。

イ　ポンプ設備をタンク専用室に設ける場合で、タンク専用室にせきを設けたときは、せきの内側（屋内貯蔵タンクの存する側をいう。）には、ポンプ設備を設けないこと。

ウ　ポンプ設備を屋外の場所に設ける場合は、ポンプ設備の周囲に１ｍ以上の幅の空地を設けること。

ただし、開口部のない耐火構造又は不燃材料で造られた建物に面する側を除く。

(5)　危険物が浸透しない構造

危政令第12条第１項第16号に規定する「危険物が浸透しない構造」は、第３「製造所」の例によること。

(6)　出入口のしきい等

ア　危政令第12条第１項第17号の規定により設けるしきいで、貯蔵する危険物の全量を収容することができないものにあっては、当該危険物の全量を収容できるしきいの高さとするか、又はこれに代わるせきを設けるよう指導する。この場合、せきは鉄筋コンクリート造又は、鉄筋コンクリートブロック造とするほか、当該せきと屋内貯蔵タンクとの間に0.5m以上の間隔を保つよう指導する（第７－１図参照）。

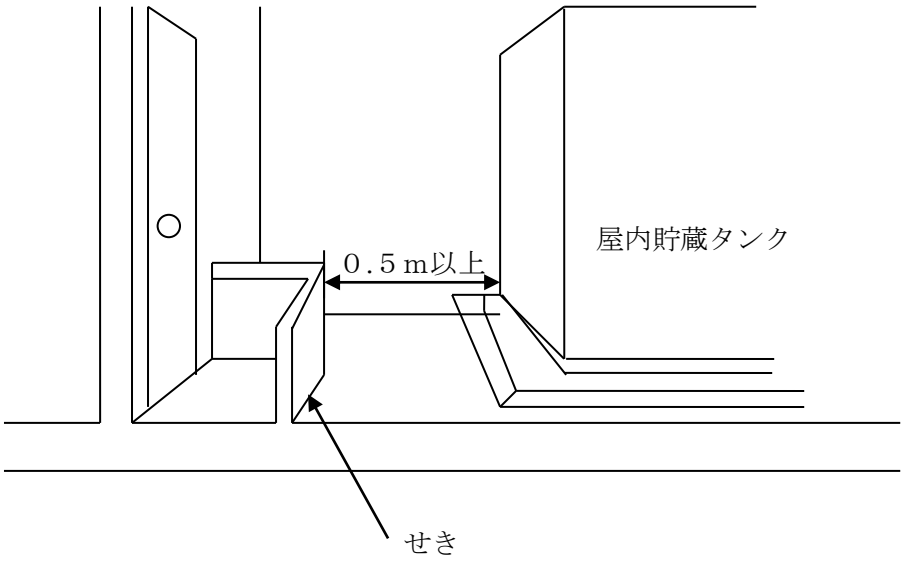

第７－１図　せきを設ける例

イ　危政令第12条第２項第８号に規定される屋内貯蔵タンクから漏れた危険物がタンク専用室以外の部分に流出しないような構造とは、出入口のしきいの高さを高くするか又はタンク専用室内にせきを設ける等の方法で、タンク専用室内に貯蔵されている危険物の全容量が収容できるものであること（昭46．7．27 消防予第106号通知）。

(7)　タンクの固定

タンクは、堅固な基礎の上にアンカーボルト等で固定するよう指導する。

４　危険物から除外される動植物油類の屋内貯蔵タンク

危省令第1条の3第7項第1号に規定する「常温で貯蔵保管」については、第６「屋外タンク貯蔵所」３(5)の例によること（平元7．4 消防危第64号質擬）。

第７－２表　屋内タンク貯蔵所におけるポンプ設備の設置基準

ポンプ設備の設置種別			ポンプ室等の構造				ポンプ室等の設備		
			壁・柱・床及びはり	屋根の構造	窓･出入口	流出防止措置	ポンプ設備の固定方法	採光・照明	換気・排出
タンク専用室の存する建築物以外の場所に設けるポンプ設備		ポンプ室内設置	不燃材料	不燃材料とし、軽量な金属等の不燃材料でふく。	窓は網入りガラス、出入口は防火設備	20cm以上の不燃材の囲い、不浸透（コンクリート等）傾斜・貯留設備を設ける。	アンカーボルト等により堅固な基礎の上に固定する。	採光は照明により代替もできる。	第17「換気設備等」による。
		ポンプ室外設置	―――	―――	―――	ポンプ設備直下の地盤の周囲に15cm以上の囲い、不浸透（コンクート）・傾斜・貯留設備・油分離装置	同上	―――	―――
タンク屋内専用室の存する建築物に設けるポンプ設備（屋内設置）	平家建ての建築物内に設ける屋内貯蔵タンクのポンプ設備	タンク専用室以外の場所に設置	不燃材料	不燃材料とし、軽量な金属等の不燃材料でふく。	窓は網入りガラス、出入口は防火設備	20cm以上の不燃材の囲い、不浸透（コンクリート等）・傾斜・貯留設備を設置する。	同上	採光は照明により代替もできる。	第17「換気設備等」による。
		タンク専用室内に設置	耐火構造、はりは不燃材料（引火点70℃以上の第４類は壁、柱、床を不燃材料とできる。）	不燃材料とし、天井を設けないこと。	窓は網入りガラス、出入口は防火設備、延焼のおそれある部分は､自閉式の特定防火設備･壁に窓は設けられない。	出入口のしきいの高さ（20cm）以上の不燃材料で囲うかポンプの基礎の高さをしきい以上の高さとする。不浸透（コンクリート等）、傾斜・貯留設備を設置する。	同上	同上	同上
	平家建て以外の建築物に設ける屋内貯蔵タンク（引火点40℃以上の第４類）のポンプ設備	タンク専用室以外の場所に設置	耐火構造	上階の床は耐火構造、屋根は不燃材料（天井は不可）	窓は設けない。自閉式の特定防火設備	20cm以上の不燃材の囲い、不浸透（コンクリート等）、傾斜・貯留設備を設置する。	同上	同上	第17「換気設備等」による。ダンパーを設置する。
		タンク専用室内に設置	同上	同上	同上	20cm以上の不燃材の囲い等による危険物の流出入防止措置をする。	同上	同上	同上

※　引火点21℃未満の第４類の危険物を取り扱うポンプ設備には、見やすい位置に掲示板を設けること。